

公的統計の品質に関する最近の海外動向  
—— 第9回公的統計の品質に関する欧州会合での話題を中心に ——

日本銀行 守屋邦子

公的統計の品質に関する欧州会合（European Conference on Quality in Official Statistics）は、統計の品質（統計精度の向上、品質管理、品質保証等）に関する国際的な会合である。2001年のスウェーデン（ストックホルム）における第1回会合以降、概ね隔年で開催されている。本会合は欧州連合統計局（Eurostat : Statistical Office of the European Communities）とEU加盟国の統計局が持ち回りで共催する会合だが、EU加盟国のみならず、世界各国の統計局や中央銀行、国際機関、学者等が参加する統計の品質に関する一大イベントである。本年は、6月にポーランド（クラクフ）で第9回会合（以下、「Q2018」とする。）が開催され、400名程度の参加があった。今回は、1日目のトレーニングコースに続き、2～4日目には48のセッションが並行して（パラレルセッション形式で）開催され、256本ものペーパーの発表があった。また、ポスターセッションでは、11本のプレゼンテーションがあった。

日本銀行は、2012年のギリシア（アテネ）で開催された第6回会合より本会合に参加しており、今回で4回目の参加となる。本年は、短観（全国企業短期観測経済観測調査）における統計の品質向上に関する取り組み（調査項目の見直し、経済センサスを活かした標本設計の見直し、短観の作成方法等に関する解説書の充実等）について説明した。

統計関連学会連合大会では、Q2018での話題を中心に、上記の日本銀行から発表した短観のほか、各国および国際機関等における取り組み等、統計の品質に関する最近の海外動向について紹介する。EurostatおよびEU加盟国では、「欧州統計基準」（CoP : European Statistics Code of Practice）を用いた枠組みで、統計の品質管理・保証を行っている。CoPは、2005年の公表後、2009年には欧州統計法（European Statistics Law）における統計の品質に関する基準として位置付けられた。その後、統計作成を取り巻く環境の変化等に対応すべく実施された2回の改定（2011年9月、2017年9月）を経て、現在のCoP（①組織・体制（6項目）、②統計作成プロセス（4項目）、③作成された統計の精度や公表（5項目）に関する15項目の基準により構成）に至っている。足許では、従来の統計調査によるデータ収集のほか、報告者の負担軽減や統計精度の向上を企図した行政管理情報の更なる利用や、インターネット等より収集したビッグデータの利用に関する検討等が、各国および国際機関等において進められている。我が国の統計作成にヒントを与えるような事項を中心に、説明することとしたい。